

2023年 7 月 21 日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟の第43回口頭弁論が行われました

— 玄海原子力発電所の安全性を主張 —

本件は、玄海原子力発電所 1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年1月31日）から第44次（2023年6月22日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第44次提訴に対する答弁書を提出し、第1～第43次分の答弁書同様に請求の棄却を求めました。また、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を把握したうえで設計しており、地震及び津波についても、最新知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

併せて準備書面を提出し、玄海原子力発電所では福島第一原子力発電所事故をふまえた更なる安全確保対策を講じており、原子炉格納容器が損傷する具体的危険性はないため、原告らが主張する福島第一原子力発電所事故により生じた汚染水の問題と同様の問題が発生することはない旨の主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上